

# 平成 20 年度 指名停止業者一覧表

平成 20 年 6 月 4 日 現在

## 指名停止対象業者及び状況説明書

番号	指名停止理由	有資格業者名	決定日	措置期間	適用条項	工事	コンサル	備考
1	新潟県発注の下水管きょ工事等に関し、国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令の処分を受けたため	東急建設(株)	平成20年4月16日	1ヶ月 平成20年4月18日 から 平成20年5月17日 まで	別表第2 8			東京都渋谷区渋谷1-6-14
2	新潟県発注の下水管きょ工事等に関し、国土交通省関東地方整備局から建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止命令の処分を受けたため	(株)間組	平成20年4月16日	1ヶ月 平成20年4月18日 から 平成20年5月17日 まで	別表第2 8			東京都港区虎ノ門2-2-5
3	東京都下水道局が発注した下水道ポンプ設備工事に関し、平成20年4月16日、公正取引委員会から改正前の独占禁止法第54条第2項の規定に基づく排除措置を命じる審決を出されたため。	(株)荏原由倉ハイドロテック	平成20年6月3日	1ヶ月 平成20年6月4日 から 平成20年7月3日 まで	別表第2 第4号の イ			東京都中央区日本橋室町1-5-3
4	東京都下水道局が発注した下水道ポンプ設備工事に関し、平成20年4月16日、公正取引委員会から改正前の独占禁止法第54条第2項の規定に基づく排除措置を命じる審決を出されたため。	新日本造機(株)	平成20年6月3日	1ヶ月 平成20年6月4日 から 平成20年7月3日 まで	別表第2 第4号の イ			東京都品川区北品川5-9-11
5	東京都下水道局が発注した下水道ポンプ設備工事に関し、平成20年4月16日、公正取引委員会から改正前の独占禁止法第54条第2項の規定に基づく排除措置を命じる審決を出されたため。	新明和工業(株)	平成20年6月3日	1ヶ月 平成20年6月4日 から 平成20年7月3日 まで	別表第2 第4号の イ			兵庫県宝塚市新明和町1-1
6	東京都下水道局が発注した下水道ポンプ設備工事に関し、平成20年4月16日、公正取引委員会から改正前の独占禁止法第54条第2項の規定に基づく排除措置を命じる審決を出されたため。	(株)鶴見製作所	平成20年6月3日	1ヶ月 平成20年6月4日 から 平成20年7月3日 まで	別表第2 第4号の イ			大阪府大阪市鶴見区鶴見4-16-40

番号	指名停止理由	有資格業者名	決定日	措置期間	適用条項	工事	コンサル	備考
7	東京都下水道局が発注した下水道ポンプ設備工事に関し、平成20年4月16日、公正取引委員会から改正前の独占禁止法第54条第2項の規定に基づく排除措置を命じる審決を出されたため。	(株)電業社機械製作所	平成20年6月3日	1ヶ月 平成20年6月4日 から 平成20年7月3日 まで	別表第2 第4号の イ			東京都大田区大森北1-5-1
8	愛媛県が発注したのり面保護工事に関し、平成20年4月16日、公正取引委員会から改正前の独占禁止法第53条の3の規定に基づく同意審決を出されたため。(指名停止期間の特例適用)	東興建設(株)	平成20年6月3日	2ヶ月 平成20年6月4日 から 平成20年8月3日 まで	別表第2 第4号の イ			東京都港区芝2-14-5
9	新潟市が発注した下水道推進工事及び愛媛県が発注したのり面保護工事に関し、平成20年4月16日、公正取引委員会から改正前の独占禁止法第53条の3の規定に基づく同意審決を出されたため。(指名停止期間の特例適用)	日特建設(株)	平成20年6月3日	4ヶ月 平成20年6月4日 から 平成20年10月3日 まで	別表第2 第4号の イ			東京都中央区銀座8-14-14
10	東京都下水道局が発注した下水道ポンプ設備工事に関し、平成20年4月16日、公正取引委員会から改正前の独占禁止法第54条第3項の規定に基づく違法宣言審決を出されたため。	(株)日立製作所	平成20年6月3日	1ヶ月 平成20年6月4日 から 平成20年7月3日 まで	別表第2 第4号の イ			東京都千代田区丸の内1-6-6
11	愛媛県が発注したのり面保護工事に関し、平成20年4月16日、公正取引委員会から改正前の独占禁止法第53条の3の規定に基づく同意審決を出されたため。(指名停止期間の特例適用)	ライト工業(株)	平成20年6月3日	2ヶ月 平成20年6月4日 から 平成20年8月3日 まで	別表第2 第4号の イ			東京都千代田区九段北4-2-35
12				から まで				